

旧要綱	新要綱
<p>7.電力受給契約の成立および契約期間</p> <p>(1)電力受給契約は、電力受給の申込みを当社が承諾した時に成立いたします。</p> <p>(2)契約期間は、電力受給契約の成立後の最初の3月31日までといたします。</p> <p>なお、原則として、当社から契約期間満了の30日前までに翌契約期間（契約期間満了日の翌日から次の3月31日まで）における電力購入単価を含む買取条件を通知するものとし、お客様から別段の意思表示がない場合は、当該条件で更新するものとし、以降この例によるものとします。</p>	<p>7.電力受給契約の成立および契約期間</p> <p>(1)電力受給契約は、電力受給の申込みを当社が承諾した時に成立いたします。</p> <p>(2)契約期間は、電力受給契約の成立後の最初の3月31日までといたします。</p> <p>なお、原則として、買取購入単価を変更する場合、毎年1月末までに翌契約期間（契約期間満了月の検針日から翌年の3月検針日前日まで）における電力購入単価を含む買取条件を通知するものとし、お客様から別段の意思表示がない場合は、当該条件で更新するものとし、以降この例によるものとします。</p>
<p>14 料金の算定期間</p> <p>料金の算定期間は、暦月に従うものとし、当月の初日から末日までの期間とします。ただし、電力受給を開始した場合の料金算定期間は、受給開始日から開始日を含む暦月の末日までの期間とし、電力受給契約が終了した場合の料金の算定期間は、終了日を含む暦月の初日から終了日までの期間とします。なお、電気の受給の開始日と需給契約の終了日が同月の場合の料金の算定期間は、開始日から終了日までの期間といたします。</p>	<p>14 料金の算定期間</p> <p>料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間とします。ただし、電力受給を開始した場合の料金算定期間は、受給開始日から直後の検針日の前日までの期間とし、電力受給契約が終了した場合の料金の算定期間は、直前の検針日から終了日までの期間とします。</p>
<p>17 料金の支払義務および支払期日</p> <p>当社がお客様に料金を支払う期日（以下「支払期日」といいます。）は、特別の事情がない限り、次のとおりとします。なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を直後の日曜日または休日でない日まで延期します。</p> <p>当社と電気需給契約を締結している場合</p> <p>原則として、電気需給約款（低圧）に基づき算定された同一月の電気料金（以下「需給電気料金」）の支払期日と同一とします。ただし、本要綱に基づく料金債務が需給電気料金を上回る場合、上回った金額については、(2)によります。</p>	<p>17 料金の支払義務および支払期日</p> <p>当社がお客様に料金を支払う期日（以下「支払期日」といいます。）は、特別の事情がない限り、次のとおりとします。なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を直後の日曜日または休日でない日まで延期します。</p> <p>(1) 当社と電気需給契約を締結している場合</p> <p>原則として、電気需給約款（低圧）に基づき算定された同一月の電気料金（以下「需給電気料金」）の支払期日と同一とします。ただし、本要綱に基づく料金債務が需給電気料金を上回る場合、上回った金額については、(2)によりま</p>

<p>また、特別の事情により、本要綱に基づく料金の算定が同一月の需給電気料金の算定よりも遅れる場合についても、(2)によります。</p> <p>(1)以外の場合</p> <p>4月から9月までの料金は、11月の末日とします。10月から翌年3月までの料金は、翌年の5月の末日とします。</p>	<p>す。また、特別の事情により、本要綱に基づく料金の算定が同一月の需給電気料金の算定よりも遅れる場合についても、(2)によります。</p> <p>(2) (1)以外の場合</p> <p>4月から9月までの料金は、10月の末日とします。10月から翌年3月までの料金は、翌年の4月の末日とします。</p>
<p>18. 料金の支払方法</p> <p>(1)17 (料金の支払義務および支払期日) (1)の場合</p> <p>当社は需給電気料金と本要綱に基づく料金債務を相殺するものとします。この場合、当社は、料金の明細書は需給電気料金の通知に含めるものとします。</p> <p>(2)17 (料金の支払義務および支払期日) (2)の場合</p> <p>お客様が指定する金融機関口座に振込みによって支払います。なお、料金の支払いは、当社が口座振込手続きを実施した日に行なったものとみなします。この場合、当社は、料金の明細書を当社のウェブサイト等の電子情報処理組織を使用する方法またはその他の情報通信の技術を利用する方法にて、お客様に通知いたします。ただし、お客様が明細書を紙面により発行することを希望される場合には、郵送にて通知いたします。なお、紙面は、料金の支払いを行う月に発行し、当社は、料金から手数料（一通あたり税込 150 円）を差し引いた額を支払います。なお、料金が手数料を下回る場合は、差し引けなかった額を翌支払い時に繰り越しますが、次回以降明細書の郵送を行わず、通知のみ行うこととします。</p> <p>(3)お客様都合により、料金または本要綱に基づくその他の債務を(1)もしくは(2)によって支払うことができない場合またはできなかった場合においては、お客様と協議の上、支払方法を決定するものとします。なお、この場合、17 (料</p>	<p>18. 料金の支払方法</p> <p>(1)17 (料金の支払義務および支払期日) (1)の場合</p> <p>当社は需給電気料金と本要綱に基づく料金債務を相殺するものとします。この場合、当社は、料金の明細書は需給電気料金の通知に含めるものとします。</p> <p>(2)17 (料金の支払義務および支払期日) (2)の場合</p> <p>お客様が指定する金融機関口座に振込みによって支払います。なお、料金の支払いは、当社が口座振込手続きを実施した日に行なったものとみなします。この場合、当社は、料金の明細書を当社のウェブサイト等の電子情報処理組織を使用する方法またはその他の情報通信の技術を利用する方法にて、お客様に通知いたします。ただし、お客様が明細書を紙面により発行することを希望される場合には、郵送にて通知いたします。なお、紙面は、料金の算定を行う月ごとに発行し、当社は、毎月の料金から手数料（明細書一通発行あたり税込 150 円）を差し引いた額を支払います。なお、料金が手数料を下回る場合は、差し引けなかった額を翌支払い時に繰り越しますが、次回以降明細書の郵送を行わず、通知のみ行うこととします。</p> <p>(3)お客様都合により、料金または本要綱に基づくその他の債務を(1)もしくは(2)によって支払うことができない場合またはできなかった場合は、お客様と協議の上、支払方法を決定するものとします。なお、お客様都合（振込登録口座が</p>

<p>金の支払義務および支払期日)の定めに関わらず、料金の支払いを行うものとします。</p>	<p>停止している等)により支払い出来ない状態が契約上の支払い日から起算して3ヵ月以上続いた場合には、26(電力受給契約の解約等)(1)(ホ)に従い契約を解除し、その債権は放棄されたものとします。</p>
<p>26. 電力受給契約の解約等</p> <p>(1)当社は、次のいずれかに該当する場合には、電力受給契約を解約することがあります。なお、この場合には、その旨をお客様に通知します。</p> <p>(イ)21(電力受給の停止、制限または中止)または託送約款等によって電力受給を停止されたお客様が、その理由となった事実を解消されない場合</p> <p>(ロ)お客様が19(適正契約の保持)に定める適正契約への変更について当社または一般送配電事業者の求めに応じない場合</p> <p>(ハ)お客様が20(太陽光発電設備等の設置場所への立入りによる業務の実施)に基づく当社または一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否し、または立入りのために必要な手続き等をすみやかに行わない場合</p> <p>(ニ)お客様が次のいずれかに該当する場合で、当社が定めた期日までにその事実を解消されないとき</p> <p>①お客様が34(工事費負担金等相当額の申受け等)(1)において、一般送配電事業者が定める期日までに、工事費負担金を支払わない場合</p> <p>②お客様が①以外のこの要綱に基づく電力受給契約によって支払いを要することとなった債務を、支払期日を超過してなお支払わない場合</p> <p>③お客様が他の電気需給契約(既に消滅しているものを含みます。)によって支払いを要することになった債務を支払わない場合</p> <p>④お客様が同一地点における当社との電気需給契約(既に消滅しているものを含みます。)によって支払いを要することになった債務を、支払期日を経過してなお支払われない場合</p>	<p>26. 電力受給契約の解約等</p> <p>(1)当社は、次のいずれかに該当する場合には、電力受給契約を解約することがあります。なお、この場合には、その旨をお客様に通知します。</p> <p>(イ)21(電力受給の停止、制限または中止)または託送約款等によって電力受給を停止されたお客様が、その理由となった事実を解消されない場合</p> <p>(ロ)お客様が19(適正契約の保持)に定める適正契約への変更について当社または一般送配電事業者の求めに応じない場合</p> <p>(ハ)お客様が20(太陽光発電設備等の設置場所への立入りによる業務の実施)に基づく当社または一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否し、または立入りのために必要な手続き等をすみやかに行わない場合</p> <p>(ニ)お客様が次のいずれかに該当する場合で、当社が定めた期日までにその事実を解消されないとき</p> <p>①お客様が34(工事費負担金等相当額の申受け等)(1)において、一般送配電事業者が定める期日までに、工事費負担金を支払わない場合</p> <p>②お客様が①以外のこの要綱に基づく電力受給契約によって支払いを要することとなった債務を、支払期日を超過してなお支払わない場合</p> <p>③お客様が他の電気需給契約(既に消滅しているものを含みます。)によって支払いを要することになった債務を支払わない場合</p> <p>④お客様が同一地点における当社との電気需給契約(既に消滅しているものを含みます。)によって支払いを要することになった債務を、支払期日を経過してなお支払われない場合</p>

⑤お客様が特段の理由なく、受給開始日を経過しても電力を当社に供給しない場合

⑥その他お客様がこの要綱に反した場合

(2)お客様が、25（電力受給契約の廃止）(1)による通知をしないで、その需要場所から移転される等、当社に電気を供給されていないことが明らかな場合には、電気を供給されていないことが明らかになった日に受給契約は消滅するものといたします。

27.電力受給契約消滅後の債権債務関係

電力受給契約期間中の料金その他の債権債務は、電力受給契約の消滅によっては消滅しません。

⑤お客様が特段の理由なく、受給開始日を経過しても電力を当社に供給しない場合

⑥その他お客様がこの要綱に反した場合

(ホ)お客様都合（振込登録口座が停止している等）により、当社からの料金支払いが出来ない状況が支払期日から起算して3ヵ月以上続いた場合

(2)お客様が、25（電力受給契約の廃止）(1)による通知をしないで、その需要場所から移転される等、当社に電気を供給されていないことが明らかな場合には、電気を供給されていないことが明らかになった日に受給契約は消滅するものといたします。

27.電力受給契約消滅後の債権債務関係

電力受給契約期間中の料金その他の債権債務は、電力受給契約の消滅によっては消滅しません。但し、26（電力受給契約の解約等）(1)(ホ)に事由により解約となった場合には、解約と同時に債権は消滅するものといたします。